

高浜市パブリックコメント条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、高浜市自治基本条例（平成22年高浜市条例第24号。以下「自治基本条例」という。）第13条の規定に基づき、市の政策等の立案等の段階において、広く市民の意見を聴く手続を執ることにより、市民との情報共有を図るとともに市民の参画する機会を保障し、もって協働によるまちづくりに資することを目的とする。

【趣旨】

この条は、この条例の制定が高浜市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）に基づくものであることと、この条例が制定された目的を明らかにするものである。

【解釈・運用】

- (1) この条例は、平成23年4月に施行された自治基本条例に基づき、行政が実施するパブリックコメントについて一律の方法・方針を定めるため制定するものである。
- (2) 本市において、パブリックコメントは、自治基本条例第13条に規定する市民の参画機会の保障のための制度の一つである。

これは、自治基本条例第4条においてまちづくりの基本原則とされる市民参画を図るための制度の一つであるが、市政の情報を発信するという側面からは、市民と情報共有を図る制度ということもできる。

また、同条において、市政運営は、これらの自治の基本原則にのっとり行われることとされ、市民、議会及び行政はお互いに連携・協力してまちづくりを行うこととしている（協働の原則）。

このことから、この条例の目的を「情報共有を図るとともに市民の参画する機会を保障し、もって協働によるまちづくりに資する」とするものである。

(定義)

第2条 この条例において「パブリックコメント」とは、政策等の立案等の段階において、行政がこれらの案の内容、趣旨その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を募り、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この条例（第9条を除く。）において「政策等」とは、市の政策、施策、事業等であって、次条第1項及び第2項の規定によりパブリックコメントの対象となるものをいう。

3 この条例において「市民等」とは、自治基本条例第2条第1号に掲げるもの及び政策等に関し利害関係を有するものをいう。

4 この条例において「行政」とは、自治基本条例第2条第2号に掲げるものをいう。

【趣旨】

この条は、この条例を解釈する上で、重要な用語の意義を明らかにするものである。

【解釈・運用】

第1項

(1) この項は、「パブリックコメント」について定義するものである。

パブリックコメントは、次の前提と①~④の4つの行為で構成される。

(前提) 政策等の立案等の段階において、

(行為) ① 政策等の案の内容、趣旨その他必要な事項を公表し、

② 公表した案について広く市民等から意見を募り、

③ 提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、

④ 意見に対する行政の考え方を公表する。

(2) 「意見を考慮し」とは、提出された意見について政策等に反映するか否かを含め、真摯に検討を行うことをいう。

(3) 「意思決定を行う」とは、提出された意見について真摯に検討を行った結果、政策等の案を修正するかどうかを含め政策等の最終的な案を決めることをいう。

(4) 「考え方を公表する」とは、提出された意見に対する行政の考え方だけでなく、意思決定を行った結果、政策等の案を修正した場合には修正後の案とその理由を、政策等の案を修正しなかった場合には修正しなかった理由を明らかにすることまでを含めるものとする。

第2項

(1) この項は、「政策等」について定義するものである。

「政策等」は、市の政策、施策、事業等であって、次条第1項及び第2項の規定によりパブリックコメントの対象となるものをいうこととするものである。

第3項

(1) この項は、政策等の案に対して意見を提出することができる「市民等」について定義するものである。

(2) 「自治基本条例第2条第1号に掲げるもの」とは、次のア・イの人や団体のことをいう。

ア 市内に住む者、働く者又は学ぶ者

イ 市内で事業又は活動を行うもの（法人その他の団体を含む。）

(3) 「政策等に関し利害関係を有するもの」とは、個別の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、市に生活の本拠はないが市の区域内に土地を所有している者や、借地権者、地上権者、抵当権者などが想定される。

第4項

(1) この項は、パブリックコメントを実施しなければならない「行政」について定義するものである。

(2) 「自治基本条例第2条第2号に掲げるもの」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含む。）から成る市の執行機関を総称したものである。

(3) 市が設置する公営企業（水道事業）は、「行政」である市長に含まれるものである。

【参考】

議会については、議決機関である基本的性格から、この条例の実施主体には含めていない。

議会がパブリックコメントに関し条例を設ける場合は、議会基本条例を改正してパブリックコメントに関する条項を設けるなどの方法が考えられる。

(パブリックコメントの実施)

第3条 行政は、次に掲げるものについて、パブリックコメントを実施しなければならない。

(1) 市の全般的な基本政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃

(2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭の徴収に関するものを除く。)

ウ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

(3) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃

(4) 前3号に掲げるもののほか、行政が特に必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

(1) 緊急又は迅速に政策等の策定を行う必要があるため、パブリックコメントを実施することが困難であるとき。

(2) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他パブリックコメントを実施することを要しない軽微なものであるとき。

(3) 法令等の規定により、意見聴取手続等が定められており、当該手続等に従って策定を行うとき。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項に規定する直接請求により議会に条例案を提出するとき。

3 行政は、前項第1号の規定によりパブリックコメントを実施できない場合は、政策等の策定を行ったときにその理由を公表するものとする。

【趣旨】

この条は、パブリックコメントの対象とする案件を明確にし、「行政」にその実施を義務付けるとともに、対象案件に該当する場合であっても、特定の場合についてパブリックコメントの実施義務を課さないことを明記したものである。

また、特定の理由に該当することによりパブリックコメントを実施しない場合、その理由を公表することを義務付けるものである。

【解釈・運用】

第1項

(1)ア 第1号の「市の全般的な基本政策を定める計画」とは、市政全般に関わる基本的な計画を指している。

例：総合計画

イ 第1号の「個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、市政全般に関わるものではなく、個別具体的行政分野において、施策推進の拠りどころとなる基本的な方針や計画を指している。

例：第2次地域福祉計画、障がい者福祉計画
第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画
健康たかはま21
たかはま子育て・子育て応援計画
建築物耐震改修促進計画
教育基本構想 等

(2)ア 第2号アの「市の基本的な制度を定める条例」とは、市政全般又は市政の特定の分野における基本となる考え方や進むべき方向、採るべき方策などを定める条例をいう。

例：自治基本条例
情報公開条例、個人情報保護条例
行政手続条例、住民投票条例
パブリックコメント条例（未制定）

イ 第2号イの「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、①罰則を定める条例など、罰則をもって一定の作為又は不作為を強制し、又は罰則自体により権利を制限するものや②個別の条文において「～しなければならない」などの義務規定を有するものをいい、単に努力義務を定めるにとどまるものはこれに当たらない。

①の例：自動車放置防止条例
みんなでまちをきれいにしよう条例
②の例：廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第2号イのパブリックコメントの対象から除かれる「金銭の徴収に関するもの」とは、市税（国民健康保険税を含む。）、分担金、使用料、手数料などの徴収のほか、介護保険料、保育料などの法令に基づく各種負担金、加入金などの金銭の徴収に関するものをいう。

ウ 第2号ウの「市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」とは、市の条例は、市民生活又は事業活動に何らかの影響があることが考えられるが、パブリックコメントを行う義務があるものについては、間接又は軽微な影響では足りず、「直接かつ重大な影響」を与えるものに限る旨を明示したものである。

「直接かつ重大な影響」とは、個別具体的権利自体の制限には至

らないものの、権利行使の態様、場面などにおいて事実上の制約を受ける場合や、市民生活又は事業活動に一定の幅や方向性が定められる場合をいう。

例：地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
暴力団排除条例
みんなで犯罪のないまちにしよう条例

- (3) 第3号の「市の基本的な方向性を定める」とは、市政全般又は市政の特定の分野において根幹となる原則を定めることをいう。

「憲章」とは、市政の重大な事項や、根本的な原則に関する市の意思や精神を表現したものをいう。

「宣言」とは、市政全般又は市政の特定の分野において外部に表明する方針をいう。

例：たかはま子ども市民憲章（平成15年11月）

- (4) 第4号の「行政が特に必要と認めるもの」とは、第1号から第3号までに定めたもの以外の計画・条例などをいう。

第2項

- (1) この項は、第1項の規定によりパブリックコメントの対象とされるものについて、パブリックコメントを実施しないでよい場合を明らかにするものである。

- (2) 第1号の「緊急又は迅速に」とは、災害その他の緊急事態により市民生活や事業活動に影響を及ぼす政策等を短時間に策定する必要がある場合など、時機を逸することで効果が薄れ、公益を確保することができなくなるおそれのあるものや、国や県などの定めた期限までに迅速に事務を遂行する必要がある場合などをいう。

なお、単なる事務の遅滞によりパブリックコメントを実施する期間がないことを理由とすることはできない。

- (3) 第2号の「法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他パブリックコメントを実施することを要しない軽微なもの」とは、法律や政省令、県条例などの改正により、条例で使用している字句や引用している条項の移動に伴う改正を行う場合など、用語や引用条項の番号の修正や削除を行う場合で、政策等の内容の変更を特段伴わず、市民の活動に影響を及ぼさないもの又は行政に裁量がないものをいう。
- (4) 第3号の「法令等の規定により、意見聴取手続等が定められており、当該手続等に従って策定を行うとき」とは、政策等の策定に関し、法令等により、公告、縦覧や意見提出、公聴会開催等の手続等が定めら

れている場合において、当該手続等により市民の意見を聴取し、政策等を策定することをいう。法令等の定めによる意見聴取手続等によるものであれば、市民の意見は十分に聴いていると認められるためである。

- (5) 第4号の「直接請求により議会に条例案を提出するとき」とは、市民の発意により条例案が議会に提出される場合であり、行政が修正を行うことができないことから、パブリックコメントの対象としないものである。

第3項

- (1) この規定は、パブリックコメントを実施しない場合において、行政にその理由の公表を義務付けるものである。

ただし、理由を公表すべき場合を、第2項第1号の「緊急又は迅速に政策等の策定を行う必要があるため、パブリックコメントを実施することが困難であるとき」に限定することとした。

- (2) 第2項第2号に該当する場合は、実際多数に上ると思われる上に、法律の施行期日まで期間がないことも多く事務が煩雑になると思われ、また改正などの内容が軽易かつ形式的で行政の裁量の余地がないと考えられることから、公表の対象から除外したものである。
- (3) 第2項第3号に該当する場合は、既に法令等の規定により市民の意見聴取は済んでおり、従ってパブリックコメントを行うべき内容についても既に周知がされているため、パブリックコメントを行わなかった理由について公表するだけの実益がないと認められることから、公表の対象から除外したものである。
- (4) 第2項第4号に該当する場合は、元々市民の発案に係る条例改正であることから、市民には周知されていると考えられることと、行政が修正を行うことができないことから、パブリックコメントを行わなかった理由について公表するだけの実益がないと認められ、公表の対象から除外したものである。

(政策等の案の公表等)

第4条 行政は、政策等の案を公表するときは、市民等が当該政策等の案の内容を理解し、かつ、幅広く意見を提出できるようにするため、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の案の趣旨及び概要

(2) 政策等の案に関連する資料

(3) 意見の提出期間、提出先、提出方法その他意見の提出に必要な事項

2 前項第3号の意見の提出期間は、政策等の案の公表の日から起算して、2週間以上とする。

この条は、政策等の案の公表及び意見の提出期間を定めるほか、幅広い市民からの意見提出についての努力義務を明らかにするとともに、政策等の案に加えて趣旨、概要、資料を公表し、これらによる政策等の案の説明を義務付けるものである。

【解釈・運用】

第1項

(1) 「公表しなければならない」とは、行政が各号の内容を公表し、説明する義務を負うことを示した。

パブリックコメントを実施する以上、政策等の案について、市民等に分かりやすい説明がなければならないことから、第1号の案の趣旨及び概要の公表のみでは足りず、内容の理解に資するための資料も公表しなければならないこととしたものである。

(2) 第2号の「資料」とは、政策等の案に関する図面、改正前と改正後の案を比較した対照表や、ポンチ絵など、市民が政策等の案を理解するために参考となる資料や政策等の案の作成経緯を示した資料をいう。

(3) 第3号の「意見の提出に必要な事項」とは、提出期間、提出先、提出方法のほか、意見提出の際、記載が必要とされる事項をいう。

第2項

(1) 意見の提出期間は、国の定める意見公募手続である30日以上とは異なり、次の理由により2週間以上とした。

① 都市計画法第17第1項及び第2項や、土地収用法第24条第2項及び第25条において、都市計画などの縦覧期間及び意見提出の期間が2週間とされていることから、パブリックコメントについても、関係資料の公表及び意見募集の期間を、最低2週間としたこと。

② 公表方法が、広報に掲載し、関係資料を市の施設に備え置くなど、

短期間に周知可能な方法としていること。

③ 市役所、いきいき広場、公民館などの関係資料を備え置く施設へ市民のアクセスが容易であり、短期間のうちに、政策等の案の入手が可能であること。

(2) 意見の提出期間は、2週間以上としているが、これは、あくまで最低限の日数であり、パブリックコメントの実施に当たっては、2週間にこだわらず、意見の提出期間をできるだけ長く設けるよう努めるものとする。

(意見の提出方法)

第5条 市民等は、公表された政策等の案に対する意見を提出するときは、持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他行政が適当と認める方法により意見を提出するものとする。この場合において、意見の記述に用いる言語は、日本語とするものとする。

2 市民等は、前項の規定による意見の提出を行うときは、住所又は所在地、氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）その他必要な事項を明らかにするものとする。

【趣旨】

この条は、政策等の案に対する意見を提出する方法を明らかにするものである。

【解釈・運用】

第1項

(1) 市民等が政策等の案に対する意見を提出する方法を、書類、電子メールなどとするものである。

口頭や電話による意見の提出は、意見の内容を正確に理解することができないおそれがあるため、原則として、認めないこととする。

ただし、高齢者や障がいのある人などがやむを得ない理由により口頭による意見の提出を行う場合であって、面談により職員が記録し、意見を提出した本人が記録した内容を確認することができる場合には、内容が正確に伝わっていると考えられることから、認めることとする。

また、行政が、書類、電子メールなどで提出された意見について、補足説明として口頭での説明を当該意見を提出した市民等に求めることは、可能である。

(2) 「その他行政が適当と認める方法」とは、電報や信書、ホームページ上の投稿フォームなどのほか、今後の技術やサービスの開発により考案される通信などの手段を想定している。

(3) 意見の記述に用いる言語としては、他の言語では、行政が意見の内容を正確に理解することができないおそれがあるので、日本語としたものである。

なお、国では、平成18年3月20日付総務省行政管理局長通知「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」により原則日本語とされている。

第 2 項

(1) 市民は、自治基本条例第 7 条第 3 項の規定により、自分の意見に責任を持つ責務があることと、濫用的な意見の提出を防止するため、氏名、住所などを記入した上で意見を提出していただくこととした。

(2) ただし、匿名である場合には、当該意見の提出を無効とする趣旨ではなく、提出された意見の内容を考慮し、責任ある意見の提出であると認められる場合には、当該意見の提出を有効とする。

また、提出された意見について説明を求める可能性も否定できないことから、意見を提出した市民等に対し連絡を取ることができるようにする必要もあるため、住所、氏名の記載を求めることとした。

ア ただし、氏名のみ記載されているだけの場合なども、単純な記載漏れや入力ミスの場合もありうることから、職員の判断で必ずしも無効とせず、広く受け付けることは、市民等の意見をできる限り幅広く問うパブリックコメントの趣旨に合致するものである。

イ なお、公務員には元々職務上知り得た秘密について守秘義務があることから、記名式で意見を得た場合にも、当該市民等についての情報は秘密とされるため、市民に不利益が生じることはないものである。

(2) 「その他必要な事項」とは、連絡先である電話番号や、職業などの利害関係を有する地位、性別、年齢などの属性などをいう。

なお、「住所（所在地）、氏名（名称及び代表者氏名）」については、必ず記載する必要があるものである。

(意思決定を行う場合の意見の考慮)

第6条 行政は、提出された意見を考慮し、政策等の意思決定を行わなければならない。

【趣旨】

この条は、自治基本条例第13条に規定する参画機会の保障のため、行政が意思決定を行う場合においては提出意見を考慮すべきことを明らかにするものである。

【解釈・運用】

この条は、行政に、市民から提出された意見に関し、政策等に反映するかどうかについて真摯に検討を行い、意思決定を行うことを義務付けるものである。

ただし、提出された意見を必ず受け入れることを義務付けるものではなく、多様な意見を考慮し、その上で行政が判断するに止まるものである。

(意見に対する考え方の公表等)

第7条 行政は、前条の規定により意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、提出された意見が、高浜市情報公開条例（平成3年高浜市条例第48号）第7条各号に規定する非公開情報に当たるときその他正当な理由があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見の内容

(2) 前号に対する行政の考え方

(3) 政策等の案に係る修正の有無

(4) 政策等の案を修正したときは、当該修正した内容

2 行政は、前項の場合において提出された意見のうち類似の意見がある場合は、当該意見及びこれに対する行政の考え方をまとめて公表することができる。

3 行政は、意見を提出した市民等に対し個別の回答は行わないものとする。

【解釈・運用】

第1項

(1) この条は、提出された意見の内容及びこれに対する行政の考え方や、政策等の案の修正の有無及び政策等の案を修正した場合には修正後の案を公表することを行政に義務付けるものである。

(2) 「速やかに」としたのは、意思決定を行った政策等について、意見を提出した市民等にできるだけ早く、例えば市議会での議決などの確定的な行為に移る前に、行政の考え方を知らせるためである。

(3) 高浜市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除くこととしたのは、意見を提出した個人の住所、氏名を始めとする個人情報などを保護する必要があるためである。

また、個人情報などにあたらないまでも、^{ひぼう}誹謗中傷を含むものなど、公表により何人かの権利利益を侵害する場合などについては、「正当な理由があるとき」として、公表を行わないことができるものとする。

第2項

(1) 行政は、事務の簡素化を図るため類似の意見はまとめて公表することができることを規定したものである。

第3項

- (1) 行政は、提出された意見の内容とそれに対する行政の考え方について一括して公表を行うことから、意見を提出した市民等に対して直接個別の回答を行わないことを規定したものである。

(公表の方法等)

第8条 第3条第3項、第4条第1項及び前条の規定による公表は、市役所、いきいき広場その他市長が定める場所へ広報その他の公表内容が記載された書類を備え置くとともに、市のホームページに掲載するなど、広く市民等の知りうる方法により行うものとする。

【趣旨】

この条は、パブリックコメントに係る公表の方法を明らかにするものである。

【解釈・運用】

- (1) 行政は、次の公表を行うときは、市役所、いきいき広場などの施設に公表内容が記載された書類を備え置くとともに、市のホームページに掲載して公表を行うものとする。
 - ① パブリックコメントを実施しない場合の理由の公表（第3条第3項）
 - ② パブリックコメントを実施する場合の政策等の案等の公表（第4条第1項）
 - ③ 提出された意見に対する行政の考え方の公表（第7条）
- (2) 市役所及びいきいき広場以外の施設について、「市長が定める場所」としたのは、より多くの市民が意見を提出することができるように、政策等の性質に応じた各種の施設に対応するためである。
- (3) 「その他市長が定める場所」とは、公民館、ふれあいプラザなどの市民の利用に供する市の施設をいう。
- (4) なお、「広報その他の公表内容が記載された書類」としているが、広報は最も多くの市民等に対し周知することが可能であるため、広報へは掲載すべきものである。
- (5) 「広く市民等の知りうる方法」とは、報道機関への情報提供、市のホームページなどでパブリックコメントの実施に関する情報の提供を行うことをいう。

また、行政は、政策等の案が公表されている施設に直接赴くことができなかつたり、市のホームページを見ることができない人などに対しては、政策等の案や資料の提供に配慮するものとする。

(アンケート集計結果の公表)

第9条 行政は、政策等の立案を行い、又は政策等を評価する資料とするため、市民意識調査等のアンケートを行ったときは、その集計した結果を前条の方法により公表するものとする。

【趣旨】

この条は、市民意識調査等のアンケートを行ったときも、その集計結果をパブリックコメントの結果公表と同じ方法で公表することとするものである。

市民意識調査等のアンケートは、政策等の立案段階に入る前に行われることが多く、政策等の立案と密接に関連していることと、当該アンケートの回答は市民の参画形態の一つであるといえることから、当該アンケートの集計結果についても、パブリックコメントの結果公表と同様に市民に公表することが望ましいと考えられるためである。

【解釈・運用】

(1) この条は、アンケートの結果を、パブリックコメントの結果と同様の方法により公表することとするものである。

すなわち、アンケートの集計結果が記載された広報等の書類を、市役所、いきいき広場、その他市長が定める施設に備え置くとともに、ホームページなどで公表するものである。

(2) 「市民意識調査等のアンケート」とは、無作為抽出した市民又は一定のサービスを利用する市民を対象とし、市政に係る特定の事項について質問形式で意見を問うことをいう。およそ市が行う全てのアンケートをいうものではなく、「政策等の立案」や「政策等を評価する」ため、資料とする明確な目的で行われるアンケートに限られるものである。

(3) 公表すべき対象となる、「集計した結果」とは、個別性を捨象した数値や属性であって、個人情報を含まないものをいう。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度1回、行政によるこの条例の運用状況を取りまとめ、広報その他適当な方法により公表するものとする。

2 第3条第2項第2号から第4号までの規定によりパブリックコメントを実施しなかった政策等及び前条のアンケートに係る事項については、前項の公表を行わないものとする。

【趣旨】

この条は、毎年度1回、パブリックコメントの運用状況を公表する市長の義務を明らかにするものである。

【解釈・運用】

第1項

(1) 市長は、パブリックコメントを実施した結果などの公表とは別に、各年度に実施したパブリックコメントについて、毎年度1回それぞれ次の「運用状況」についての項目を取りまとめて、公表するものである。

- ①パブリックコメントを実施した案件名
- ②パブリックコメントを実施した期間
- ③意見を提出した人数及び提出された意見数
- ④意見を受けて案を修正した件数
- ⑤パブリックコメントを実施しなかった案件名及びその理由

(2) 運用状況の公表は、広報や市のホームページで行うものとする。
パブリックコメントの実施は各実施機関において行うものであるが、運用状況の公表は、市長部局において取りまとめて行う。

第2項

(1) この項の規定により運用状況の公表から除かれる場合は、次のとおりである。

- ① 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他パブリックコメントを実施することを要しない軽微なものであるとき(第3条第2項第2号)。
- ② 法令等の規定により、意見聴取手続等が定められており、当該手続に従って策定を行うとき(第3条第2項第3号)。
- ③ 直接請求により議会に条例案を提出するとき(第3条第2項第4号)。

(2) 緊急又は迅速に政策等の策定を行う必要があるため、パブリックコ

メントを実施しなかった場合（第3条第2項第1号）については、行政が緊急性・迅速性を判断したことによりパブリックコメントを実施しなかったものであって、本来はパブリックコメントを実施すべき場合にあたることから、運用状況を公開し、前頁第1項の解釈・運用（1）⑤パブリックコメントを実施しなかった案件名及びその理由を公表し、いかなる意思決定が行われたか及び行政の緊急性・迅速性の判断を明らかにするものである。

（3） 「前条のアンケートに係る事項」は、運用状況の公表に含まれない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

この条は、この条例に定めるもののほか必要な事項については、行政が別に定めることを明らかにしたものである。

【解釈・運用】

パブリックコメントの運用に関し必要な事項については、他の実施機関は、市長が定める運用方法に準じてパブリックコメントを運用するものであるが、必要があれば、各実施機関は別に定めることができることとした。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に立案される政策等について適用し、施行日前に立案した政策等については、この条例の規定は適用しない。ただし、この条例の公布の日から施行日の前日までに立案される政策等についても、この条例に準じてパブリックコメントを実施するよう努めるものとする。

【趣旨】

施行期日及び適用区分を定めるとともに、一定の場合にはパブリックコメント実施の努力義務を負うことを示したものである。

【解釈・運用】

第 1 項

この条例の施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日とするものである。

第 2 項

この条例の適用があるのは、施行日以後に立案される政策等であることを明確にするとともに、政策等の立案が施行日前であっても、公布日後に立案される政策等については、可能な限りこの条例に従ってパブリックコメントを実施する努力義務を負うことを示したものである。